

技術提案書提出説明書

1. 工事名：志免町志免地区下原系送水管布設工事(その3)

2. 総合評価に関する事項等

(1) 技術評価項目及び配点，技術提案書の様式

評価型式：		標準型					
項目				配点	提出様式	備考	
技術提案書提出表紙				—	様式1		
技術提案書チェック表				—	様式2	※提出不要	
技術評価項目と配点	提案項目						
	施工上の提案						
	評価項目	①	「泥濃式推進工」における「品質管理（確実な掘進）」について		3	様式3	
	評価項目	②	「発進立坑周辺」における「環境への配慮（騒音又は振動対策）」について		3	様式3	
	評価項目	③	「交通規制時（到達立坑部）」における「安全管理（公衆災害の防止）」について		3	様式3	
	技術提案等の取扱いに関する事項				様式4	※任意提出	
	企業評価項目						
	企業の施工能力						
	評価項目	④	同種工事の施工実績		2	様式8	
	評価項目	⑤	品質管理への取り組み		1	様式10-1	
	評価項目	⑥	建設業労働災害防止協会加入状況		1	様式10-2	
	技術者の能力						
	評価項目	⑦	資格の保有状況		1	様式11	
	評価項目	⑧	同種工事の施工経験		1	様式11	
	社会貢献・地域貢献						
	評価項目	⑨	本店所在地		1	様式12	
	評価項目	⑩	障がい者雇用・環境保全の取り組み		1	様式13	
◆配点合計：				17.0			
集計表				—	様式14		

※評価項目毎の技術評価点は，小数第4位四捨五入で算出する。

(2) 技術提案書作成にあたっての留意点等

本工事における技術提案書の提出にあたっては、次の事項に注意すること。

①. 提案項目関連

ア 提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の入札参加者と技術提案書の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は「欠格」となり、福岡地区水道企業団指名停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置を行うことがある。

イ 技術提案書は、設計図書、入札説明書、本説明書等を熟読した上で作成し、技術提案書「様式1」から「様式12」までのうち、上表に示すものを必ず提出すること。ただし、「様式2」は提出不要、「様式4」は任意提出とする。なお、提出が必要な様式の提出がない場合、「欠格」となる。

また、評価項目によっては、別途添付資料が必要となる場合があり、不備の場合、加点できないこともあるため、本説明書の記載事項を十分に確認すること。

ウ 提案内容（施工上の提案に係る事項）が、要求要件（標準案）を満たしていないと判断した場合（未記載や不十分な記載等）は「欠格」となる。

エ 提案内容（施工上の提案に係る事項）は要求要件を満たしているが、現場条件等により提案内容の一部または全ての採用が困難と判断した場合、当該提案（一部または全部）については標準案での施工となる。この場合、標準案での施工意思がないときは「欠格」となる。

オ 施工上の提案に係る各技術評価項目において、複数の入札参加者の提案内容が明らかに酷似しているなど、提案内容をそのまま第三者から提供を受けたと判断される場合、各入札参加者の能力を適切に評価することに支障があるため、当該入札参加者の技術提案または施工上の提案に係る提案内容は全て加点対象としない。

カ 提出を行う技術提案書の作成にあたっては、ホームページやカタログ等、第三者の資料を引用する場合、著作権等に留意すること。また、引用した場合は、出典元を記載すること。

②. 企業評価項目関連

■合併企業等における企業実績の評価対象について

企業実績に係る技術評価項目に関しては、その評価対象期間内に合併等（合併、営業譲渡など）行なった企業は、本企业団で承認されている場合は、合併前企業等の実績も評価対象に含まれる（ただし「本店所在地」は合併時期に関わらず、実績を承継している場合、合併前企業等の実績が評価対象に含まれる）。評価項目毎の詳細な評価対象は下表のとおり。

なお、合併前企業等の実績に記載漏れがある場合、加点されないこともあるので注意すること。

■合併企業等における企業実績の評価対象について

評価項目		取り扱い（※評価対象に「●」）		
		(A) 合併後企業等	合併前企業等	
			(B) 存続（承継）企業等	(C) 被合併（消滅）企業
I	工事成績の実績	●	●（留意点1）	●（留意点1）
II	優良業者の表彰実績	●	●（留意点1）	●（留意点1）
III	同種工事の施工実績	●	●（留意点1）	●（留意点1）
IV	受注工事件数	●	●（留意点1）	●（留意点1）
V	品質管理への取り組み	●	—	—
VI	建設業労働災害防止協会加入状況	●（※留意点2）		—
VII	本店所在地	●	●（留意点3）	—

【留意点】

※「(B)存続(承継)企業等は、営業譲渡・分離などで、企業の実績を承継する場合を含む。(但し、本企业団が承認した場合に限る)

1. 評価項目Ⅰ～Ⅳでは、(C)被合併(消滅)企業の実績も含めるものとする。なお、評価項目Ⅰ、Ⅱ、Ⅳでは、記載漏れ等の減点措置も同様に行う。
2. 評価項目Ⅴ～Ⅵでは、基本的に(A)合併後企業等の実績を評価するものとするが、評価基準日以降の合併である場合、評価項目Ⅵにおいては、(B)存続(承継)企業等が基準日において該当し、かつ(A)も該当する場合のみ評価対象とする。
3. 評価項目Ⅶでは、(B)存続(承継)企業等の実績を含めて評価する。

(3) 実施上の留意事項

本工事における技術提案書の提出にあたっては、次の事項に注意すること。

ア **技術提案等に係る設計変更は原則として行わない。**また、技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、工事成績評定点の減点（技術提案の場合は得点、施工上の提案及び地場企業の活用の場合は配点）や、福岡地区水道企業団競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置、提案内容の重要度等に応じて違約金を徴収することがある。詳しくは、入札説明書による。

イ 提案された特殊工法等については、その提案内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本企业団発注工事において無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案であるとの申し出を「様式4」により提出し、認められたものについては、この限りではない。

ウ 本工事における技術評価項目「技術者の能力」において、技術提案書に提示する配置予定技術者の中から1名を、本工事の入札説明書に基づき**監理技術者**として配置しなければならず、**原則途中交代できない。**

なお、真にやむを得ない理由があり、発注者と協議の上、工事の継続性、品質の確保等に支障がないと認められる場合に限り、途中交代が認められることがある。

(4) その他

本工事における技術提案書の提出にあたっては、本提出説明書のほか、「福岡地区水道企業団総合評価方式実施ガイドライン」を確認すること。

評価項目 ① 「泥濃式推進工」における「品質管理（確実な掘進）」について
（施工上の提案に係る事項）

着 目 点 等

1. 最も注意すべき事項

「泥濃式推進工」における
「品質管理」について「工事目的物の品質確保」の観点から
施工上「最も注意すべき事項」について提案を求める。

2. 具体的な対応策

上記への「具体的な対応策」について提案を求める。

3. 「追加提案」としない提案内容

下記の提案については、追加提案としないので注意すること。

【設計変更等の協議で対応すべき提案】

- ・誘導員等の数，配置に関する提案
- ・熱中症対策に関する提案
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に関する提案

【複数提案】

- ・実施内容が2つ以上記載されている提案

【表現が抽象的で実施内容が不明確な提案】

- ・実施方法や基準，場所，時期，頻度，規模，規格，実施量等が明記されていない提案

4. 提案にあたって

- 1) 本工事における，「泥濃式推進工」における「品質管理（確実な掘進）」について
着目点の内容及び以下のことを踏まえて提案を行うこと。

① 「最も注意すべき事項」について

- (a) 現場条件や設計図書等の内容を考慮した上で，施工上最も注意すべき事項を具体的に1つ記載すること。また，その理由についても記載すること。
- (b) 複数の注意事項を記載しないこと。（“最も”注意すべきと考える事項を1つ記載すること。）

② 「具体的な対応策」について

- (a) 最も注意すべき事項に対し，現場条件や設計図書等の内容を考慮した上で，標準案（設計書・仕様書等に基づき実施すべき事項）を上回る提案を具体的に1つ記載すること。また，その効果についても記載する。
- (b) 実施内容を1つのみ記載するものとし，複数の実施内容が記載された項目は追加提案としない。

- (c) 対応策は，具体的かつ簡明に記載すること。

- 2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は，その旨明示すること。その場合は，本項目の加算点は0点とする。

3) その他

- ① 提案内容は，具体的な根拠を伴い，履行の担保・確認ができるものとする。なお，着目点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

② 提案様式等

- (a) 技術提案は，技術提案書：様式3（A4判1枚(片面)）に簡明に記載すること。
- (b) 基本の書体を「MS明朝／10.5pt」とし，ゴシック体，太字，下線等により，キーワードを強調しても構わない。
制限文字数は，各200文字以内とし指定された枠内に記載する。なお，様式の変更は認めない。
- (c) 技術提案書は，提出者名を伏せて審査・評価するため，提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。
- (d) 以上の規定が守られない場合，加算点の減点をするがあるので注意すること。
特に，様式を明らかに改ざんし，悪質と認められる場合は，本項目の加算点を0点とする。

評価項目 ② 「発進立坑周辺」における「環境への配慮（騒音又は振動対策）」について
（施工上の提案に係る事項）

着 目 点 等

1. 最も注意すべき事項

「発進立坑周辺」における
「環境への配慮（騒音又は振動対策）」の観点から
施工上「最も注意すべき事項」について提案を求める。

2. 具体的な対応策

上記への「具体的な対応策」について提案を求める。

3. 「追加提案」としない提案内容

下記の提案については、追加提案としないので注意すること。

【設計変更等の協議で対応すべき提案】

- ・誘導員等の数、配置に関する提案
- ・熱中症対策に関する提案
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に関する提案

【複数提案】

- ・実施内容が2つ以上記載されている提案

【表現が抽象的で実施内容が不明確な提案】

- ・実施方法や基準、場所、時期、頻度、規模、規格、実施量等が明記されていない提案

4. 提案にあたって

- 1) 本工事における、「発進立坑周辺」における「環境への配慮（騒音又は振動対策）」について
着目点の内容及び以下のことを踏まえて提案を行うこと。

① 「最も注意すべき事項」について

- (a) 現場条件や設計図書等の内容を考慮した上で、施工上最も注意すべき事項を具体的に1つ記載すること。また、その理由についても記載すること。
(b) 複数の注意事項を記載しないこと。（“最も”注意すべきと考える事項を1つ記載すること。）

② 「具体的な対応策」について

- (a) 最も注意すべき事項に対し、現場条件や設計図書等の内容を考慮した上で、標準案（設計書・仕様書等に基づき実施すべき事項）を上回る提案を具体的に1つ記載すること。また、その効果についても記載する。
(b) 実施内容を1つのみ記載するものとし、複数の実施内容が記載された項目は追加提案としない。

- (c) 対応策は、具体的かつ簡明に記載すること。

- 2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の加算点は0点とする。

3) その他

- ① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、着目点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

② 提案様式等

- (a) 技術提案は、技術提案書：様式3（A4判1枚(片面)）に簡明に記載すること。
(b) 基本の書体を「MS明朝／10.5pt」とし、ゴシック体、太字、下線等により、キーワードを強調しても構わない。
制限文字数は、各200文字以内とし指定された枠内に記載する。なお、様式の変更は認めない。
(c) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。
(d) 以上の規定が守られない場合、加算点の減点をするがあるので注意すること。
特に、様式を明らかに改ざんし、悪質と認められる場合は、本項目の加算点を0点とする。

評価項目 ③ 「交通規制時（到達立坑部）」における「安全管理（公衆災害の防止）」について
（施工上の提案に係る事項）

着 目 点 等

1. 最も注意すべき事項

「交通規制時（到達立坑部）」における
「安全管理」について「公衆災害の防止」の観点から
施工上「最も注意すべき事項」について提案を求める。

2. 具体的な対応策

上記への「具体的な対応策」について提案を求める。

3. 「追加提案」としない提案内容

下記の提案については、追加提案としないので注意すること。

【設計変更等の協議で対応すべき提案】

- ・誘導員等の数，配置に関する提案
- ・熱中症対策に関する提案
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に関する提案

【複数提案】

- ・実施内容が2つ以上記載されている提案

【表現が抽象的で実施内容が不明確な提案】

- ・実施方法や基準，場所，時期，頻度，規模，規格，実施量等が明記されていない提案

4. 提案にあたって

- 1) 本工事における，「交通規制時（到達立坑部）」における「安全管理（公衆災害の防止）」について
着目点の内容及び以下のことを踏まえて提案を行うこと。

① 「最も注意すべき事項」について

- (a) 現場条件や設計図書等の内容を考慮した上で，施工上最も注意すべき事項を具体的に1つ記載すること。また，その理由についても記載すること。
(b) 複数の注意事項を記載しないこと。（“最も”注意すべきと考える事項を1つ記載すること。）

② 「具体的な対応策」について

- (a) 最も注意すべき事項に対し，現場条件や設計図書等の内容を考慮した上で，標準案（設計書・仕様書等に基づき実施すべき事項）を上回る提案を具体的に1つ記載すること。また，その効果についても記載する。
(b) 実施内容を1つのみ記載するものとし，複数の実施内容が記載された項目は追加提案としない。

- (c) 対応策は，具体的かつ簡明に記載すること。

- 2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は，その旨明示すること。その場合は，本項目の加算点は0点とする。

3) その他

- ① 提案内容は，具体的な根拠を伴い，履行の担保・確認ができるものとする。なお，着目点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

② 提案様式等

- (a) 技術提案は，技術提案書：様式3（A4判1枚(片面)）に簡明に記載すること。
(b) 基本の書体を「MS明朝／10.5pt」とし，ゴシック体，太字，下線等により，キーワードを強調しても構わない。
制限文字数は，各200文字以内とし指定された枠内に記載する。なお，様式の変更は認めない。
(c) 技術提案書は，提出者名を伏せて審査・評価するため，提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。
(d) 以上の規定が守られない場合，加算点の減点をするがあるので注意すること。
特に，様式を明らかに改ざんし，悪質と認められる場合は，本項目の加算点を0点とする。

評価項目 ④ 同種工事の施工実績
(企業の施工能力に係る事項)

1. 評価内容

一定期間内に同種工事の施工実績のある者を優位に評価する。

2. 評価対象

【対象工事（同種工事の条件）】

呼び径1,100mm以上の泥濃式推進工事
(より同種性の高い施工実績とは呼び径1,100mm以上の泥濃式推進工事。
同種性の高い施工実績とは呼び径1,100mm未満の泥濃式推進工事。)

の施工実績で、かつ公共機関等が発注したCORINSに登録されている工事
・JV工事の構成員の実績も含む。金額条件がある場合、出資比率に基づく額ではなく全体の額。
・公共機関等とは、「建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」第1章第3条第24号に定める機関とする。

【対象期間（同種工事の条件）】

平成 24 年 4 月 1 日から 令和 4 年 9 月 21 日
までの間に竣工

3. 提出要領

該当する工事のうち、最大2件を「様式8」により提出する。該当が無い場合も、その旨提出する。
CORINSの写しを添付すること。なお、CORINSの工事カルテで同種工事の条件(対象工事、期間)を満たしていることが確認できない場合、別途確認できる資料(契約図書における設計書、図面等の写しなど)も添付する。
上記の別途確認できる資料については、同種条件を満たすことが確認できる箇所にマーカー等で印しをつける。

4. 評価方法

【評価手法】

同種工事の施工実績の件数により評価。

【評価区分】

評価区分□	評価段階（加算点）
より同種性の高い工事2件以上の実績有り	A評価（配点×2.0）
より同種性の高い工事1件の実績有り	B評価（配点×1.5）
同種性の高い工事2件以上の実績有り	C評価（配点×1.0）
同種性の高い工事1件の実績有り	D評価（配点×0.5）
実績無し	E評価（配点×0.0）

(JVの場合)
構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする。
(小数第4位四捨五入) □

5. 留意点

※「様式8」による提出がなければ欠格となる。(実績がない場合でも提出が必要)
※以下に該当する場合、その実績はないものとみなす。(JVの場合、構成員毎に適用)
・対象外の工事である場合
・「CORINSの写し」が無い場合
・CORINSの工事カルテや添付資料(契約図書における設計書、図面等の写しなど)で対象工事であることが確認できない工事
(CORINSの工事カルテで同種工事の条件を確認できるか確認すること)

評価項目 ⑤ 品質管理への取り組み
(企業の施工能力に係る事項)

1. 評価内容

ISO9001の取得のある者を優位に評価する。

2. 評価対象

【評価対象】

ISO9001（品質マネジメントシステムの国際規格）の認証取得。

【対象期間】

本工事入札公告日時点（令和4年9月22日）で有効期限内であること。

3. 提出要領

該当状況を「様式10-1」により提出する。なお、該当が無い場合も、その旨提出する。
また、該当の場合、評価対象条件を満たすことが確認できる認証書（登録証）の写しを添付する。

4. 評価方法

【評価手法】

ISO9001の取得の有無により評価

【評価区分】

評価区分□	評価段階（加算点）
取得有り	A評価（配点×1.0）
取得無し	E評価（配点×0.0）

（JVの場合）

構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする。

（小数第4位四捨五入）□

5. 留意点

※「様式10-1」による提出がなければ欠格となる。（実績がない場合でも提出が必要）

※以下の場合、原則「E評価」となる。（JVの場合、構成員毎に適用）

- ・評価対象条件を満たすことが確認できる認証書（登録証）の写しが無い場合
- ・有効期限が切れている、あるいは有効期限内であることが確認できない場合
- ・事実と異なる提出があった場合

評価項目 ⑥ 建設業労働災害防止協会加入状況
(企業の施工能力に係る事項)

1. 評価内容

建設業労働災害防止協会への加入者を優位に評価する。

2. 評価対象

【評価対象】

建設業労働災害防止協会（建災防）への加入。
令和 4 年 4 月 1 日から 令和 4 年 9 月 21 日
までの間に加入していること。

3. 提出要領

該当状況を「様式 10-2」により提出する。なお、該当が無い場合も、その旨提出する。

また、該当の場合、評価対象条件を満たすことが確認できる加入証明書の写しを添付する。（「加入証明書」は、加入日が入札公告日前日以前の日付となっていて、かつ、証明日が当該年度 4 月 1 日以降の日付となっている必要があります。）

上記評価対象期日以降の合併企業である場合、存続（承継）企業に加え、合併企業も加入していれば、評価対象となる（証明書の写しを添付すること）。

4. 評価方法

【評価手法】

建設業労働災害防止協会への加入状況により評価。

【評価区分】

評価区分□	評価段階（加算点）
加入	A 評価（配点×1.0）
未加入	E 評価（配点×0.0）

（J V の場合）

構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点を J V の加算点とする。

（小数第 4 位四捨五入）□

5. 留意点

※「様式 10-2」による提出がなければ欠格となる。（実績がない場合でも提出が必要）

※以下に該当する場合、原則「E 評価」となる。（J V の場合、構成員毎に適用）

- ・評価対象条件を満たすことが確認できる加入証明の写しが無い場合
（「加入証明書」は、加入日が入札公告日前日以前の日付となっていて、かつ、証明日が当該年度 4 月 1 日以降の日付となっている必要があります。）
- ・加入の事実を確認できない場合
- ・事実と異なる提出があった場合

評価項目 ⑦ 資格の保有状況
(技術者の能力に係る事項)

1. 評価内容

配置予定技術者の該当資格の保有期間の長い者を優位に評価する。

2. 評価対象

【評価対象】

本工事の配置予定技術者が保有する監理技術者資格の本工事入札公告日時点における保有期間

3. 提出要領

本工事の配置予定技術者（最大3名まで提示可。JV発注の場合、代表者の技術者のみ対象）の監理技術者資格の保有状況について、「様式 1 1」により提出する。また、提示する全ての技術者について、評価対象条件を満たすことが確認できる監理技術者資格の資格者証の写しを添付する。
(複数業種で資格を有する場合、資格の保有期間は監理技術者資格者証の初回交付日以降の保有期間とする)

4. 評価方法

【評価手法】

配置予定技術者の監理技術者資格の保有期間により評価。複数名の提示があった場合、技術者ごとに「同種工事の施工経験」とあわせた評価が、最も低い技術者の加算点を採用。

【評価区分】

評価区分□	評価段階（加算点）
5年以上保有	A評価（配点×1.0）
3年以上5年未満の保有	C評価（配点×0.5）
3年未満の保有	E評価（配点×0.0）

5. 留意点

- ※「様式 1 1」による提出がなければ欠格となる。
- ※「同種工事の施工経験」で提出する全ての監理技術者について提出すること。
- ※本工事の落札者となった場合、本工事に配置する監理技術者は、今回提出する技術者の中から配置しなければならない。
- ※以下の場合、該当技術者は原則「E評価」となる。
 - ・「同種工事の施工経験」で提出する技術者と異なる者で提出した場合
 - ・評価対象条件を満たすことが確認できる資格者証の写しが無い場合
 - ・資格の保有期間が確認できない場合
 - ・本工事への配置が不可能であることが判明した場合
 - ・事実と異なる提出があった場合

評価項目 ⑧ 同種工事の施工経験
(技術者の能力に係る事項)

1. 評価内容

配置予定技術者に同種工事の施工経験があれば優位に評価する。

2. 評価対象

【対象工事（同種工事の条件）】

呼び径1,100mm以上の泥濃式推進工事

（より同種性の高い施工実績とは呼び径1,100mm以上の泥濃式推進工事。

同種性の高い施工実績とは呼び径1,100mm未満の泥濃式推進工事。）

の施工経験で、かつ公共機関等が発注したCORINSに登録されている工事

・JV工事の構成員の経験も含む。金額条件がある場合、出資比率に基づく額ではなく全体の額。

・公共機関等とは、「建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」第1章第3条第15号に

【対象期間（同種工事の条件）】

平成 24 年 4 月 1 日から 令和 4 年 9 月 21 日

までの間に竣工

3. 提出要領

本工事の配置予定技術者（最大3名まで提示可。JV発注の場合、代表者の技術者のみ対象）が、該当する工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかで携わった施工経験について、「様式11」により提出する。該当が無い場合も、その旨提出する。

また、CORINSの写しを添付すること。なお、CORINSの工事カルテで同種工事の条件（対象工事、期間）を満たすことや対象技術者での従事経験を確認し難い場合、別途確認できる資料（契約図書における設計書、図面等の写しなど）も添付する。

上記の別途確認できる資料については、同種条件を満たすことが確認できる箇所にマーカー等で印しをつける。

4. 評価方法

【評価手法】

配置予定技術者が、監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかで同種工事に携わった施工経験の有無により評価。複数名提示があった場合、技術者ごとに「資格の保有状況」とあわせた評価が、最も低い技術者の評価を採用。

【評価区分】

評価区分□	評価段階（加算点）
より同種性の高い施工経験有り	A評価（配点×1.0）
同種性の高い施工経験有り	C評価（配点×0.5）
施工経験無し	E評価（配点×0.0）

5. 留意点

※「様式11」による提出がなければ欠格とする。（実績がない場合でも提出が必要）

※「資格の保有状況」で提出する全ての技術者について、施工経験の有無を提出すること。

※本工事の落札者となった場合、本工事に配置する監理技術者は、今回提出する技術者の中から配置しなければならない。

※以下に該当する場合、当該技術者は原則「E評価」となる。

・「資格の保有状況」で提出する技術者と異なる者で提出した場合

・対象外の工事である場合

・「CORINSの写し」が無い場合

・CORINSの工事カルテや添付資料（契約図書における設計書、図面等の写しなど）で同種工事であることが確認できない場合

（CORINSの工事カルテで同種工事の条件を確認できるか確認すること）

・監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかで携わったことが確認できない場合

・本工事への配置が不可能であることが判明した場合

・事実と異なる提出があった場合

評価項目 ⑨ 本店所在地
(社会貢献・地域貢献に係る事項)

1. 評価内容

本店が福岡都市圏（企業団構成団体地域）に所在し、また、本企業団競争入札有資格者名簿（工事）に登録された期間が長い企業を優位に評価する。

2. 評価対象

【評価対象】

本工事入札公告日時点において、本店が福岡都市圏（企業団構成団体地域）に所在する者。

3. 提出要領

該当状況を「様式 1 2」により提出する。該当が無い場合も、その旨提出する。

4. 評価方法

【評価手法】

本店の福岡都市圏（企業団構成団体）所在状況、本企業団名簿へ継続して登録されている期間（現名簿の開始日時点）により評価。

【評価区分】

評価区分□	評価段階（加算点）
本店所在かつ名簿登録期間10年以上	A評価（配点×1.0）
本店所在かつ名簿登録期間10年未満	C評価（配点×0.5）
本店所在せず	E評価（配点×0.0）

（J Vの場合）

構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点を J V の加算点とする。

（小数第 4 位四捨五入）□

5. 留意点

※「様式 1 2」による提出がなければ欠格となる。

※以下に該当する場合、原則「E 評価」となる。（J V の場合、構成員毎に適用）

- ・事実と異なる提出があった場合

評価項目 ⑩ 社会貢献・政策貢献
(障がい者雇用・環境保全の取り組みに係る事項)

1. 評価内容

本店が、地場内に所在し、障がい者雇用率4.6%を達成している者を優位に評価する。また、本店が地場内に所在し、「ISO14001」又は「エコアクション21」の取得のある者を優位に評価する。

2. 評価対象

【評価対象】

下記のいずれかの事業において、達成及び取得している者（本工事入札公告日時点）

- ① 障がい者雇用（雇用率4.6%以上の達成）
- ② 環境保全の取り組み（ISO14001又はエコアクション21の取得）

3. 提出要領

該当状況を「様式 1 3」により提出する。なお、該当が無い場合も、その旨提出する。

4. 評価方法

【評価手法】

達成及び取得状況により評価。

【評価区分】

評価区分□	評価段階（加算点）
取り組み有り（2項目）	A評価（配点×1.0）
取り組み有り（1項目）	C評価（配点×0.5）
取り組み無し	E評価（配点×0.0）

（J Vの場合）

構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点を J V の加算点とする。

（小数第 4 位四捨五入）

5. 留意点

※「様式 1 3」による提出がなければ欠格となる。（該当がない場合でも提出が必要）

※以下に該当する場合、原則「E評価」となる。（J Vの場合、構成員毎に適用）

- ・雇用の事実を確認できない場合
- ・事実と異なる記載が判明した場合
- ・「認定証（登録証）の写し」の添付漏れ
- ・有効期限が切れている場合
- ・取得事実が確認できない場合 等